

令和3年3月19日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

4月以降の当面の相談・外来診療体制の意向調査について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
当該医療機関に対しては県より直接メールされていると思いますが、回答期限は
3月22日までとなっておりますので、お知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

「4月以降の当面の相談・外来診療体制（発熱診療等医療機関の体制）」の意向調査について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県では、インフルエンザ流行期に発熱の患者が適切に受診するために、県内約1700の医療機関を「発熱診療等医療機関」として認定を行ってまいりましたが、4月以降の体制について当該医療機関に対し、別添のとおり調査を実施する旨の周知依頼が参りました。（当該医療機関に対しては県より直接メールにて通知されます。）

新型コロナウイルス感染症においては、今後も患者が増加する懸念もあることから、本会としては、本調査により発熱患者の診療にご協力いただける医療機関の実態を把握することが非常に重要であると考えております。

なお、本調査結果も含め4月以降の件の体制については、県から提示され次第改めて通知いたしますので、ご承知おきのほどお願い申し上げます。

本調査に関するお問い合わせ先

神奈川県 健康医療局医療危機対策本部室 新氏、小野氏
感染症対策グループ 045-210-4791

事務担当

地域保健課 担当：福本
横浜市中区富士見町3-1



令和3年 月 日

発熱診療等医療機関 御中

神奈川県医療危機対策本部室

「4月以降の当面の相談・外来診療体制（発熱診療等医療機関の体制）」に関する意向調査について

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、今冬、過去最大の同感染症の新規感染者が発生した中においても、発熱患者等の適切な診療等にご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年2月24日付けで厚生労働省から事務連絡「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」が送付され、4月以降の相談・外来診療体制についても、引き続き適切な維持・整備に取り組むことが示されました。

今回、インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の制度は終了しますが、今後再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、引き続き発熱等診療医療機関の皆さまには指定を継続いただき、ご協力を賜りたいと考えています。

つきましては、別紙により、4月以降の貴院の体制について意向調査を行いますので、期日までにご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

1 回答期限

令和3年3月22日（月曜日）

2 回答先

(1) 電子メールの場合

提出先：iryokiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp

件名：メールの件名を「発熱診療等医療機関（令和3年度）＜貴医療機関名＞」としてください。

(2) 郵送の場合

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）

宛先 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

発熱診療等医療機関指定申請受付担当宛

3 令和3年度の体制について

(1) 国の補助金について

ア インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制補助金」の制度は終了します。

イ 国の令和2年度第三次補正予算分の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助（発熱診療等医療機関の補助基準額 100 万円）について、令和2年度に同補助金の補助を受けていない発熱等診療医療機関におかれましては、令和3年度に申請して補助を受けることが可能であり、補助の対象は令和3年4月1日以降の経費となります。なお、令和3年度に申請する場合の詳細については、国から後日改めて示される予定です。（指定解除を希望する場合には、同補助金を受け取ることができませんのでご注意ください。）

(2) 発熱等診療予約センターについて

3月31日をもって県が設置する発熱等診療予約センターによる診療予約代行の制度を廃止し、4月以降は県や保健所設置市に設置している相談ダイヤル等において、かかりつけ医での受診が難しい方に対し、診療可能な医療機関の情報をお伝えさせていただく予定です。発熱患者が地域で適切に診療等を受けられる体制の維持に、引き続きご協力をお願いします。

なお、医療機関の情報を県や保健所設置市に設置している相談ダイヤル等に提供するかの可否については、意向調査の質問①にてご回答いただきます。

(3) 予約枠について

発熱等診療予約センターの廃止に伴い、医療機関においてこれまで確保いただいていた予約枠は不要となります。医療機関の皆さまには、今後の対応時間や対応日については、自院の都合に合わせて柔軟にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

4 その他

(1) 発熱診療等医療機関を継続いただける場合、本意向調査の結果は「申請事項変更届出書」として取り扱いますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

(2) 本意向調査の結果、指定解除を希望される医療機関におかれましては、大変お手数ではございますが、本意向調査への回答と併せて「発熱診療等医療機関指定解除申出書（下記 URL よりダウンロード可）」を提出いただきますよう、お願いいたします。

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

(3) 本意向調査にご回答のない場合は、今後のご意向につき個別に伺わせていただくこともございますのでご了解ください。

問合せ先
感染症対策グループ
電話 045-210-4615 (直通)